

平成23年12月12日

各位

公益財団法人自動車リサイクル促進センター
資金管理センター

使用済自動車等の解体に係る付属品等の取り扱いについてのお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本財団業務につきまして格別のご高配を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。

さて、このたび経済産業省および環境省から関係者に対して、使用済自動車等の解体に係る付属品等の取り扱いについて連絡がございましたことをお知らせいたします。

事務連絡の内容を要約すると次のとおりです。(詳細は別紙ご参照)

- 使用済自動車から部品を取り外す行為(いわゆる部品取り)は解体行為に該当します。
- ただし、カーナビ、カーステレオといった付属品等を取り外すことは、使用済自動車の解体にあたらなないと解釈されており、今般、付属品等について具体的に整理しました。

なお、使用済自動車については、使用済自動車の再資源化等に関する法律第八条に定められるとおり、自動車の所有者は当該使用済自動車を引取業者に引き渡すことを要します。

この場合、リサイクル料金については、当該使用済自動車のエアバッグ類、フロン類等のリサイクル・処理費に充てられるため、当該使用済自動車の所有者は当該料金の払戻しを受けることができない点をご留意ください。

一方、リサイクル料金預託済みの中古自動車(解体行為がなされていない自動車)を海外に輸出した場合、同法第七十八条に定められるとおり、自動車の所有者は本財団に必要書類を提出することにより当該料金の払戻し請求ができます。

敬具

《使用済自動車の再資源化等に関する法律》

- 第八条(使用済自動車の引渡義務)自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。
- 第七十八条(再資源化預託金等の取戻し)再資源化預託金等が預託されている自動車の所有者は、当該自動車を輸出した場合その他当該再資源化預託金等を預託しておく必要がないものとして政令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該再資源化預託金等を取り戻すことができる。
2 前項の規定による取戻しの権利は、当該自動車を輸出した日から二年を経過したとき(同項の政令で定める場合にあつては、政令で定めるとき)は、時効によって消滅する。

《自動車リサイクル全般の問い合わせ窓口》

●自動車リサイクルシステム>Contactセンター

電話番号： 050-3786-7755

受付時間： 平日 8:30~20:00、土日祝日 9:00~18:00

《中古車輸出に伴うリサイクル料金返還の問い合わせ窓口》

●自動車リサイクルシステム輸出返還事務センター

電話番号： 0570-064-860

受付時間： 平日 9:00~17:00、土日祝日休業